

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年八月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百七十六号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令（令和三年法律第六十六号）附則第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）附則第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「当該外来療養に係る」を削り、「合算した額」の下に「に係る当該外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額」を加え、同条第二項中「第十四条第三項に規定する外来療養に係る同項各号」を「第十四条第三項各号」に改め、「合算した額」の下に「に係る同項に規定する外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条第二項中「第十一條の規定による改正後の」を削り、「第七条第三項第三号」を「第七条第五項第三号」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之  
内閣総理大臣 岸田 文雄